

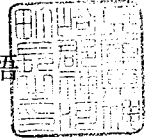
神河町公告(告示)第170号

下記の森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和7年10月6日

神河町長 山 名 宗 悟



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班	小班	地目	面積ha	経営管理権 の存続期間	備考
R7-1-01	神河町根宇野字宮ノ尾 1005-2	31	ア	山林	5.16	5年間 (2030.10.13)	
	神河町根宇野字中ノ焼 1010-1	30	アほか	山林	43.04		
	計				48.20		

2 縦覧場所 神河町役場農林政策課
神河町のホームページ (<http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/>)

3 本公告により、神河町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。